



令和7年度
地域おこし協力隊募集要項
【移住支援分野】

茨城県桜川市



地域の担い手を発掘 移住と地域の仕事を結びつける 移住支援コンシェルジュを募集します。

はじめに

桜川市は、茨城県の中西部、東京から約 70km 圏内に位置し、最短 90 分ほどでアクセスすることができます。北・東・南を山々に囲まれ、平野部のほぼ中央を市名の由来にもなった「桜川」が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれています。

山から採れるみかげ石を利用した石材業や、平野部の肥沃な土地を利用した農業など、地域資源を活用した地場産業が息づいています。

桜川市は豊かな歴史に彩られたまちとしても知られ、茨城県初となる国の重要伝統的建造物群保存地区の「真壁の町並み」をはじめ、安産子育ての霊場として広く知られる「雨引山楽法寺」など、数々の歴史的遺産や名所旧跡が現存しています。春には、古くから「西の吉野、東の桜川」と並び称される国指定の名勝「櫻川」や天然記念物「桜川のサクラ」をはじめ、市内の山々に多数自生しているヤマザクラが、萌黄色の新緑とあわさりパッチワーク模様のような眺望を見せます。



桜川市公式 HP

募集に至った経緯

桜川市は、美しい自然と温かい人々が魅力のまちです。しかしながら、少子高齢化と人口減少という全国的な課題は、私たちのまちにも影響を及ぼしています。特に、若者が高校卒業後に市外へ進学し、そのまま戻らないという構造的な問題に直面しており、地域の活力を維持するためには「人」と「仕事」を繋げる仕組みが急務です。

現在、桜川市では 1 名の地域おこし協力隊員（移住支援コンシェルジュ）が、移住相談対応や体験ツアーの運営、移住者コミュニティの形成に取り組んでいます。活動を進めるなか、移住希望者からの相談や現地案内の機会が増えてきており、桜川市に対する関心が着実に高まってきています。このような流れを逃さないために、移住支援体制のさらなる強化が必要と考えています。

移住希望者が抱える不安や疑問に丁寧に寄り添うこと、地域内外との信頼関係を築くことが、移住支援の基盤となります。よりきめ細やかで、持続可能な移住支援体制をつくることが今後も目標です。あなたの視点と行動が、移住希望者の第一歩を後押しし、地域の未来を支える力となります。

地域の事業者と連携し、移住者の就労を支援するとともに、移住後も安心して暮らせるコミュニティづくりに、私たちと一緒に挑戦してみませんか？

活動概要

現在活動中の先輩隊員と連携し、以下の内容に取り組んでいただきます。

（１）移住希望者の相談対応

あなた自身の移住経験を活かして、桜川市への移住を検討する方々の相談に応じます。移住希望者が抱える不安を丁寧に聞き取り、一人ひとりに寄り添ったアドバイスを提供します。

（２）移住相談会や体験ツアーの企画・運営

移住希望者が桜川市を知る機会を増やすため、首都圏で開催される移住相談会や、現地での移住体験ツアーを企画し、運営に携わります。特に「仕事」や「暮らし」に焦点を当てた魅力的なプランを作り上げてください。

（３）移住者コミュニティの構築

桜川市に移住した人たちが安心して暮らし、楽しめるよう、移住者同士のつながりを生むイベントや交流会を実施します。あなた自身がコミュニティの中心となり、温かい雰囲気づくりをリードしてください。

（４）地域の雇用と移住のマッチング強化

地元事業者との連携を通じて、市内の雇用機会を掘り起こします。求人情報のまとめや、移住希望者と企業を繋ぐ場の創出、仕事をテーマにした体験ツアーの企画・実施を行い、移住後の生活基盤を支える取り組みを進めます。

（５）地域課題の解決に向けた活動

市役所担当者や地域の方々と協力しながら、桜川市が抱える課題の解決に向けた活動を行います。あなたのアイデアや視点を活かして、新しい風を吹き込んでください。

活動イメージ

以下の記述は現状での想定です。着任後隊員と協議の上、方針の変更、修正をしながら業務を推進いただきます。特に2年目以降は、1年目の活動を踏まえて一緒に作り上げていきましょう。以下のイメージは、行政としての想定と姿勢を示したものです。

活動に際しては、ヤマザクラ課をはじめ、関係する部署と連携して実施することが考えられます。

期間	活動テーマ	活動目標	主な活動
1年目	地域の魅力を知り、住民や事業者と信頼関係を築く	地域住民や事業者との関係を深め、協力体制を整える。	先輩隊員とともに地域住民や地元企業への訪問を行い、挨拶回りや情報交換を通じて関係性を深める。
			地域の自然、文化、経済など地域の特色や生活の事情をフィールドワークで把握する。
		桜川市の現状を把握し、移住支援活動の基盤を作る。	移住相談会への参加や企画を通じて、移住希望者と信頼関係を築く。
			移住体験ツアーやイベントを企画・実施し、地域の魅力を発信する。
		2年目以降の活動計画を策定する。	
2年目	地域の事業者と協力し、移住者と地域のつながりを深める	移住者同士や地域住民とのつながりを作る。	移住者向けの交流イベントを定期開催し、コミュニティづくりを進める。
			地域住民との協働を促進するワークショップやプロジェクトを実施する。
		地域の事業者と協力した活動を定着させる。	地域企業と移住希望者をつなぐマッチングイベントや求人情報の整理を実施。
			地域の事業者と連携した移住体験プログラムを企画・運営する。
		1年目で策定した計画を基に、活動内容を拡充・発展させる。	
3年目	持続可能な移住支援の仕組みを地域に根付かせる	移住支援体制の構築、持続化。	2年目に行った事業の実施、持続化に向けた活動。（マニュアル等の整備）
		移住と仕事を結びつけた移住支援体制の構築。	定住に向けた生業づくりの本格化。
任期後のイメージ	・地元企業や団体に所属もしくは立ち上げ、移住支援や地域活性化プロジェクトを推進。 ・地域の事業者と協力した事業の実施。（仕事体験ツアー、人材支援、インターンシップコーディネート等） ・移住者コミュニティに継続的に関わりを持ち、地域の方々が互いに支え合える関係づくりに携わる。 ・その他、着任者のイメージする進路		



活動の支援体制

- ・活動を担当する行政職員が配置されます。
- ・活動開始にあたって行政の仕組みや活動内容に関するガイダンスがあります。
- ・四半期に 1 回の行政職員との面談と担当課を交えた活動のヒアリングを月 1 回実施します。
- ・その他、協力隊 OBOG によるメンタリング体制があります。
- ・卒業後の起業や事業継承時には、最大 100 万円の起業補助金があります。

募集対象

1. 都市地域等（条件不利地域以外）に在住し、地域おこし協力隊として任用後、桜川市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
 - ※ 地域おこし協力隊経験者（同一地域における活動 2 年以上、かつ解嘱 1 年以内）は、地域要件に関わらず、対象となります。
 - ※ ご自身の居住地が該当となるか不明な方は、お問い合わせください。
2. 地域おこし協力隊として任用開始後、桜川市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
3. 心身ともに健康で誠実に職務が遂行できる方
4. 意欲と熱意があり、積極的に活動できる方
5. 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方
6. 普通自動車免許を有する方
7. パソコンの基本的な操作ができ、SNS 等を積極的に活用できる方

【特に求める人材】

- 共感と傾聴の姿勢を大切にしている方
- 地方暮らしを楽しめる方、桜川市での暮らしを体現し、発信できる方
- 地域の人々と協力してコトを起こしたい方
- 「人」にフォーカスした地域づくりや地域おこし活動に興味がある方

活動地域

桜川市内を活動地域とします。

※ 各種研修への参加等、桜川市外で活動することがあります。

任用形態・任用期間

1. 任用形態
桜川市地域おこし協力隊員（パートタイム会計年度任用職員）として、桜川市長が任用します。
 - ※ 桜川市との雇用関係を有します。 ※ 社会保険等に加入します。
 - ※ 副業等に関しては、活動に支障がない限り妨げるものではありません。
2. 任用期間
任用した日から令和 8 年 3 月 31 日まで
 - ※ 任用する日は、任用決定後に相談の上決定します。
 - ※ 活動に取り組む姿勢や事業成果等を考慮し、面談等を実施した上で引き続き適任と判断された場合、年度ごとに更新を行います。任用の日から最長で 3 年まで延長できるものとします。

活動地域

1. 活動日
原則として開庁日（月～金）の週 5 日を活動日とします。ただし、行事の開催等により、土曜・日曜・祝日を勤務日とし、開庁日を振替休日とすることがあります。
2. 活動時間
勤務日のうち、7 時間 30 分を活動時間とします。
活動開始及び終了の時間は、8 時 30 分から 17 時 00 分までを基本とし、必要に応じ、相談の上前後することがあります。
3. 有給休暇
任用開始後、任用日に応じ市規則に定める日数を付与します。
（任用日が 4 月 1 日の場合、10 日を付与します。）

報酬

1. 報酬
月額 206,709 円
2. 期末手当及び勤勉手当（いわゆるボーナス）
6 月及び 12 月に支給
3. 通勤手当
自家用車使用のためなし
4. 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。

※報酬やボーナスから、社会保険料等を控除します。

※時間外手当、退職手当等の各種手当の支給はありません。

活動経費

地域おこし協力隊の活動に要する経費として、市が定める上限額の範囲内で設定します。

1. 上限額（目安）
1 会計年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）を基準とし、国の定める 200 万円から、市として必要な経費を控除して決定することとします。
※ 4 月 1 日以外を任用日とする場合、月割計算や日割計算をした上で決定します。
2. 対象となる活動経費は、例として以下に示すものとし、活動に際し必要な場合は市と協議の上、対象となるか決定します。

対象となる	・活動旅費等、移動に要する経費 ・作業道具、消耗品等に要する経費 ・関係者間の調整、住民や関係者との意見交換会、活動報告会に要する経費 ・研修に要する経費 ・定住に向けて必要となる研修、資格取得に要する経費 ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費 ・外部アドバイザーの招へいに要する経費
対象と ならない	・事業収入を伴う経費 ・土地、建物の購入費 ・高額な物品購入費 ・個人の資産となる経費

活動補助金

市が定める活動経費の範囲内で、隊員が活動を行うために必要な環境整備に対し、活動補助金として支給します。

- （1）任期中の住居に係る家賃及び駐車場代
月額 60,000 円を上限に活動経費として支給します。ただし、転居に要する費用、光熱水費等生活に必要な費用は対象外とします。
- （2）通信機器使用料
パソコンやスマートフォン等の通信端末は各自の機器を使用していただきます。（地域住民との連絡や SNS 等の情報発信 等）
機器使用料（通信費を含む。）として月額 5,000 円を支給します。
- （3）自動車借上料
車両は、個人車両の持ち込みとし、車両使用料（燃料代含む。）月額 20,000 円を支給いたします。雇用開始までに車両の持ち込みが難しい場合はご相談ください。
- （4）移転に係る経費
地域おこし協力隊として採用され、桜川市に転居等する際に必要となる経費（引越費用や住居の敷金・礼金等）に対し、1 回限り 200,000 円を補助します。

＊報酬、活動経費内訳のイメージ

総務省が定める特別交付金措置がされる報償費の上限は 350 万円、活動費の上限は 200 万円です。
以下の金額は参考の数値です。隊員の年齢や家族構成等、状況によって変わります。

項目	内容	合計（円）	2 年目参考	3 年目参考
報償費	給与 206,709 円×12 ヶ月	2,400,000	2,500,000	2,600,000
報償費	期末手当・勤勉手当	600,000	900,000	1,000,000
	報償費合計	3,000,000	3,400,000	3,600,000
活動費	社会保険料等、市として必要な経費	450,000	540,000	540,000
活動費	家賃・駐車場代補助 60,000 円×12 ヶ月	720,000	720,000	720,000
活動費	通信機器使用料 5,000 円×12 ヶ月	60,000	60,000	60,000
活動費	自動車借上料 20,000 円×12 ヶ月	240,000	240,000	240,000
活動費	移転に係る経費（着任時のみ 1 回限り）	200,000	0	0
	市が規定する活動費合計	1,670,000	1,560,000	1,560,000
	活動経費使用可能金額	330,000	440,000	440,000
	活動経費合計	2,000,000	2,000,000	2,000,000

申し込み受付期間

令和 7 年 8 月 22 日まで ※郵送の場合、当日消印有効

選考の流れ

申込受付期間中に、下記の「お問い合わせ・お申し込み先」まで提出書類を郵送もしくはメールで送付してください。
※郵送料や、メールでの提出に伴う通信費等は自己負担となります。

- ・申込書
- ・自己 P R 用紙
- ・住民票抄本（申込日の直近 3 か月以内のもの）
- ・普通自動車免許証の写し

選考の流れ

選考は以下のスケジュールを目安に実施します。令和 7 年 10 月 1 日着任を想定していますが、着任時期は採用決定後、相談の上決定することとします。

1 次選考 【書類審査】	8 月 22 日ごろ	提出書類を審査し、応募要件の適否を決定します。審査結果を全員に文書で通知し、2 次選考の日時については、合格者のみ文書で通知します。
担当者との カジュアル面談	8 月 27 日ごろ	提出書類をもとに、担当者とのカジュアル面談（オンライン）を実施します。応募いただいた内容や意図について、2 次選考の前に確認します。
2 次選考 【面接】	8 月 30 日ごろ	1 次選考の書類審査に合格した方のみ、面接による 2 次選考を実施します。面接方法及び審査結果については、文書または電話等で通知します。

お問い合わせ・お申し込み先

桜川市役所 総合戦略部 ヤマザクラ課
〒309-1293 茨城県桜川市羽田 1023 番地
電話番号：0296-58-5111（代表） 電子メール：yamazakura_s@city.sakuragawa.lg.jp
担当：五島（ごとう）、大和田（おおわだ）